

食品表示ニュースレター

令和3年10月号

重要

加工食品の新たな原料原産地表示制度への対応は完了されていますか？

一部の加工食品のみ義務付けられていた原材料の産地表示が、すべての加工食品に拡大されています。

対応への**猶予期間**が**令和4年3月31日**に**終了**します。

全ての加工食品に**原料原産地表示**が必要です。

表示の対象は、その加工食品の最重量割合を占める原材料で、原産地又は製造地の表示を行います。

《表示方法》

重量割合1位の原材料が生鮮食品と加工食品で表示方法が異なります。

生鮮食品
の場合

「**国産**」等の
その**産地**を表示

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産)、脂肪酸…

加工食品
の場合

「**国内製造**」等の
その**製造地**を表示

名称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(国内製造)、小麦粉…

※チョコレートの製造地を表示したもので、チョコレートの原材料が国産という意味ではありません。

重要

玄米及び精米が対象!!

表示の事項の変更が必要になっています!!

玄米及び精米商品は、これまで「調製年月日」「精米年月日」「輸入年月日」を表示することとされていましたが、令和2年3月27日より、年月日に加えて「年月旬(上旬/中旬/下旬)」表示ができるようになっています。

事項名の表示変更は対応する必要があります。

対応への猶予期間が令和4年3月31日に終了します。

年月旬表示の導入に伴い、米袋の一括表示欄の表示事項を下記のとおり、変更してください。

変更前

《玄米の場合》
調整年月日



変更後

《玄米の場合》
調整時期

《精米の場合》
精米年月日



《精米の場合》
精米時期

【表示例】

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米		
	〇〇県	〇〇〇〇〇	令和3年産
内容量	□△kg		
精米時期	〇〇.××.上旬		
販売者	△△〇〇□□株式会社 佐賀県佐賀市城内〇丁目□号 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

最近の食品表示基準関係の改正について ～玄米及び精米に係る表示関係～

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、玄米及び精米について農産物検査を要件とする食品表示制度の見直しが行われました。これを踏まえた食品表示基準の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第10号)が、公布されました。

- ①農産物検査による証明を受けていない場合であっても、**産地、品種及び産年の根拠を示す資料の保管を要件**として、当該**産地、品種**及び**産年**の表示を可能とし、
- ②農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示を可能とするとともに、
- ③生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報を一括表示枠内に表示できるように、食品表示基準を改正。

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 佐賀県産	〇〇ヒカリ	2021年
	〇〇ライス(生産者名)確認による(※)		
内容量	〇〇kg		

玄米及び精米に関する食品表示基準Q&Aにも表示方法等の説明が追加されています。

※表示事項の根拠となる情報の確認方法は任意表示

【表示の根拠を示す資料の保管が要件】
 使用している原料玄米の産地、品種、産年を証明する資料
 (例) 伝票(米トレサ法に基づく取引等の記録)、種子購入記録、栽培記録(品種、産年)など

※詳しくは、消費者庁ホームページをご確認ください。

遺伝子組換え食品の任意表示は、令和5年(2023年)4月1日から新しい制度になります。

遺伝子組換えに関する任意表示制度について、情報が正確に伝わるように改正されます。改正後の食品表示基準は2023年4月1日に施行されます。

【これまでの任意表示制度】

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

「遺伝子組換えでないものを分別」
「遺伝子組換えでない」
等の表示が可能

【新しい任意表示制度】

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている**大豆及びとうもろこし**並びにそれらを原材料とする加工食品

適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

「大豆(分別生産流通管理済み)」等

分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる、**大豆及びとうもろこし**並びにそれらを原材料とする加工食品

「非遺伝子組換え」
「遺伝子組換えでない」
等の表示が可能

※詳しくは、消費者庁ホームページをご確認ください。

<Question>分別生産流通管理とは？

遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で混入が起こらないよう管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいいます。

最近の食品表示基準Q&Aの一部改正について ～誤った表示の修正方法について～

《変更》 下線部が改正追加部分

(加エー274) 容器包装の表示を誤った場合、誤った表示の上からシール等を貼り付けて訂正することは可能ですか。

表示を訂正するために誤った表示の上からシール等により適正な表示を貼付すること自体は差し支えありません。

しかしながら、消費者等に誤解を与えるおそれがあることも留意し、消費者等からの問合せにはきちんと対応する等、事業者として適切な対応をすることが重要です。

なお、本来、誤った表示の上から適正な表示を貼付することにより明確に修正することが望ましいですが、令和3年3月17日から、食品ロスの削減を推進する観点から、適正な表示を記載したポップシール又はネックリンガーを容器包装の任意の場所に貼付又は配置することによる簡便な表示修正を認める運用を始めることとします。ただし、当分の間、当該修正方法は、安全性に係る表示事項(※)についての修正には認められません。本運用状況については、今後検証を行っていく考えです。また、消費者に誤認を与えない誤字、脱字等の表示ミスについては、食品ロスの削減を推進する観点から、安易に自主回収を行わないことが求められます。

※ 食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成27年内閣府令第11号)第1条各号に掲げる事項を指します。

《新設》

(加エー275) ポップシール又はネックリンガーによる表示の修正を行うに当たっての具体的な留意点はありますか。

ポップシール又はネックリンガーによる修正を行う場合は、

- ① ポップシール等が容易に容器包装と分離せず一体性がある
- ② 正しい表示内容はポップシール等の方であることが明瞭であることが条件です。

ただし、当分の間、このような方法による表示の修正は、安全性に係る表示事項(※)についての修正には認められません。

※ 食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成27年内閣府令第11号)第1条各号に掲げる事項を指します。

最近の食品表示基準Q&Aの一部改正について ～食品表示の禁止事項関係について～

《変更》 下線部が追加部分

(加工-282) 表示禁止事項の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容物を誤認させる文字、絵、写真その他の表示」とは、どのようなものですか。

1 (略)

2 具体的には、例えば、以下のものが該当します。

- ・特定の原産地のもの、有機農産物など、特色のある原材料を一切使用していないにもかかわらず、当該特色のある原材料を使用した旨の強調表示
- ・産地名を誤認させる表示
- ・添加物を使用した加工食品に「無添加」と表示
- ・原材料名及び添加物に使用していない原材料及び添加物を表示
- ・機能性表示食品において、合理的な理由がなく、1日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量の表示と実際の含有量が相違している場合
- ・栄養機能食品において、合理的な理由がなく、1日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行っている栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合の表示と実際の割合が相違している場合

3 (略)

《変更》 下線部が追加部分

(生鮮-46) 表示禁止事項の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容物を誤認させる文字、絵、写真その他の表示」とは、どのようなものですか。

1 (略)

2 具体的には、例えば、以下のものが該当します。

- ・産地名を誤認させる表示
- ・業務用の品種ブレンド精米に「コシヒカリ」と表示
- ・交雑種の牛肉に、「黒毛和牛」と表示
- ・玄米及び精米について、一括表示欄外に事実と異なる産地、品種又は産年を表示
- ・容器包装に入れなくて販売する玄米及び精米について、製品に近接した掲示その他の見やすい場所に事実と異なる産地、品種又は産年を表示
- ・切り身又はおき身にした魚介類(生かきを除く。)について、生食用のものではないものに、生食用である旨を表示

3 (略)

食品表示についてご確認を頂きたいこと

産地直売所における食品表示相談が多い事例を、消費者庁が作成した食品表示基準Q&Aをもとにご紹介します。

問-1 原材料と添加物を明確に区分して表示する方法について教えてください。

原材料と添加物を明確に区分する方法として、以下の方法が考えられます。なお、区切りを入れずに連続して表示することはできません。

① 原材料と添加物を記号で区分して表示する。

原材料名	いちご、砂糖 / ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)
------	----------------------------------

② 原材料と添加物を改行して表示する。

原材料名	いちご、砂糖 ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)
------	-----------------------------------

③ 原材料と添加物を別欄に表示する。

原材料名	いちご、砂糖
	ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)

(参考:食品表示基準Q&A 加工-253)

食品表示についてご確認を頂きたいこと

産地直売所における食品表示相談が多い事例を、消費者庁が作成した食品表示基準Q&Aをもとに、ご紹介します。

問-2 消費期限又は賞味期限の表示方法はどのようにしますか。

消費期限又は賞味期限の表示は、

「年」「月」「日」(又は「年」「月」)

それぞれを、この順に並べて表示を行う必要があります。

賞味期限が3箇月を超えるものについては、「年月」で表示することが認められています。

表示例

「消費期限令和元年9月6日」 「賞味期限令和元年9月」

「消費期限1.9.6」 「賞味期限1.9」

「消費期限19.9.6」 「賞味期限19.9」

なお、数字の間の「.」を省略しても差し支えありませんが、この場合、読み間違いが起こらないよう、月又は日が1桁の場合は2桁目に「0」を付して表示(例:9月を示す「9」については、「09」とする)してください。

(参考:食品表示基準Q&A 加工-25)

問-3 消費期限又は賞味期限を「別途記載」と表示して、他の場所に表示してよいですか。

単に「枠外に記載」や「別途記載」の表示は認められません。

一括表示部分に表示することが出来ない場合には、一括表示部分に

「消費期限 この面の上部に記載」等、

表示箇所を指定する方法で、年月日(又は年月)を指定箇所に単独で表示することができます。

(参考:食品表示基準Q&A 加工-25)

食品表示についてご確認を頂きたいこと

産地直売所における食品表示相談が多い事例を、消費者庁が作成した食品表示基準Q&Aをもとに、ご紹介します。

問-4 アレルギー表示が必要なものを教えてください。

	アレルギーの表示表示分類	物質名
特定原材料	義務表示	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生
特定原材料に準ずるもの	推奨表示	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

(参考:食品表示基準Q&A B-4)

問-5 アレルギー表示の方法はどのようにしますか。

アレルギー表示には、個別表示 と 一括表示 があります。

・個別表示をする場合

原材料名	醤油(大豆・小麦を含む)、マヨネーズ(大豆・卵・小麦を含む)、たん白加水分解物(大豆を含む)、卵黄(卵を含む)、食塩、酵母エキス(小麦を含む)
------	---

※重複する場合は省略可能

・一括表示をする場合

原材料名	醤油、マヨネーズ、たん白加水分解物、卵黄、食塩、酵母エキス、(一部に大豆・小麦・卵を含む)
------	---

(参考:食品表示基準Q&A E-4,E-8)

食品表示についてご確認を頂きたいこと

産地直売所における食品表示相談が多い事例を、消費者庁が作成した食品表示基準Q&Aをもとに、ご紹介します。

問-6 特定原材料に準ずるものをアレルギー表示した場合、他に含まれる特定原材料に準ずるものもアレルギー表示が必要ですか。

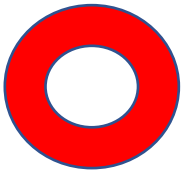
特定原材料に準ずるものをアレルギー表示の際に、一括表示した場合、特定のものだけではなく、全ての特定原材料に準ずるものを表示する必要があります。
※特定原材料に準ずるものは、問-5に記載の通りです。



原材料名	じゃがいも、牛肉、にんじん、醤油、 ごま 、いんげん、砂糖、みりん、 (一部に 牛肉、大豆 、小麦を含む)
------	--

特定原材料に準ずるものを記入している

ごまが
欠落



原材料名	じゃがいも、牛肉、にんじん、醤油、ごま、いんげん、砂糖、みりん、 (一部に牛肉、大豆、小麦、 ごま を含む)
------	--

お知らせ



当課では、なるべく電子メールによる迅速な情報提供に努めたいと考えています。

現在郵送によりニュースターをご覧いただいている事業所におかれましては、メールアドレスの登録申請を何卒よろしくお願いいたします。

《登録方法》

件名を「食品表示責任者のメールアドレス」とし、
内容欄に「事業所名」及び「食品表示責任者名」を入力の上、
下のアドレスへ送信していただくようお願いいたします。
(なるべく個人アドレスではなく事業所アドレスからの送信をお願いします)

佐賀県健康福祉部生活衛生課 seikatsueisei@pref.saga.lg.jp